

荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託提案評価募集要項

1 目的

この要領は、荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う提案評価方式（以下、「プロポーザル」という。）により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

区では、未来社会の守護者である子どもを自分たちで守るとし、これまで以上に子どもや家庭に対する切れ目ない相談体制を整備するために、令和2年4月に「子ども家庭総合センター」を開設した。子ども家庭総合センターが運営する一時保護所は家庭的な雰囲気を大切にするとともに、児童にとって最も安心・安全な状況で保護できるよう環境を整えている。

一時保護所において、食事をとることは、入所児童等の健康保持増進に必要なだけでなく、楽しい食事によって情緒の安定を図るとともに、望ましい食習慣の体得と栄養や衛生の知識を高める等、入所児童等の健康管理並びに生活指導の一環としての性質も帯びており、入所児童が虐待被害等からの回復をスタートさせる場として、権利擁護の観点のみならず、家庭的養育環境に沿った内容であることが強く求められる。

ついては、食事提供にあたっては価格のみによらず、技術力や実績等の観点から、より一時保護所に求められる食事内容や環境等に対応可能な事業者をプロポーザルにより選定するものである。

3 委託概要

(1) 件名

荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託

(2) 業務内容

栄養士業務（献立作成業務・食材発注管理業務・調理業務の履行指示及び確認など）

調理業務（調理関連業務・日常衛生管理・施設管理など）

[提供食数等]

1日4回 朝食・昼食・おやつ・夕食

1回あたりの食数 18食程度（最大で26食程度）

（内訳）

幼児（未就学児） 2食

学齢児（小学生から18歳未満） 8食

職員 6食

検食・保存食 2食

調理場所と食堂（食事提供場所）は別フロアとなる。

配膳専用エレベーターはないが、共用エレベーターが使用可能。

その他の業務（残菜及び厨芥の処理・施設事業への協力など）

詳細は別に示す仕様書に記載。

（３）履行期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（地方自治法施行令第１６７条の１７に基づく長期継続契約）

（４）適用期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

（５）業務実施日

全 日（年間３６５日、うるう年においては３６６日）

（６）委託料（委託業務費）[限度額]

４３，７３１，６００円（税込）

限度額超過の提案は無効とする。

上記金額は現時点の予定額であるため、令和７年度荒川区議会２月会議において、令和８年度予算が可決された時に成立するものであり、金額を変更する場合がある。

提案のあった費用概算（見積金額）については、提案評価の審査対象項目となるが、実際の契約にあたっては、受託事業者と区との協議により変更して契約する場合がある。

（７）委託料（原材料費）[固定上限額]

１３，８９２，７０３円（税込）

上記金額は現時点の予定額であるため、令和７年度荒川区議会２月会議において、令和８年度予算が可決された時に成立するものであり、金額を変更する場合がある。

４ プロポーザル参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）児童相談所（一時保護所）や児童福祉施設等に深い理解をもち、区と連携、協力し業務を実施できること。

（２）過去１０年以内において、児童相談所や児童福祉施設、病院等の１日３食及び年間を通して食事を提供する業務委託の実績を２年以上有すること（現在、契約中の案件可）。

（３）「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」又は「東京都電子調達システム」において、競争入札参加資格の登録がされていること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（５）荒川区入札等参加停止措置要綱の規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱の規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。

- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）や民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (7) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

5 選定スケジュール

	事 項	年 月 日
1	参加申込書受付締切	令和 7 年 9 月 2 4 日（水）
2	現地視察（希望する事業者のみ）	令和 7 年 9 月 2 7 日（土）
3	質問受付締切	令和 7 年 9 月 3 0 日（火）
4	質問回答期限	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）
5	提案書提出締切	令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）
6	評価委員会の開催 1 次審査（書類審査）	令和 7 年 1 0 月下旬
7	1 次審査結果通知	令和 7 年 1 0 月下旬
8	評価委員会の開催 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 1 1 月中旬
9	優先交渉権者決定	令和 7 年 1 2 月上旬
1 0	最終審査結果通知	令和 7 年 1 2 月下旬
1 1	契約締結決定	令和 8 年 1 月下旬

6 申込方法

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を各 1 部、提出すること。

参加申込書（様式第 1 号）

事業者概要（様式第 2 号）

パンフレット等がある場合、併せて 1 部提出すること。

「 4 プロポーザル参加資格（ 2 ）」記載の食事提供業務にかかる実績を有することを確認できる書類（契約書の写し等）

直近の事業年度分の法人税・消費税及び法人事業税の納税証明書

(2) 提出方法

上記書類は綴じずに、荒川区子ども家庭総合センター管理係宛へ持参もしくは郵送（宅配便等も含む）で提出

(3) 提出先

荒川区子ども家庭総合センター管理係

〒116-0002 荒川区荒川一丁目50番17号

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝を除く)

(4) 申込期限

令和7年9月24日(水) 午後4時(必着)

郵送で提出する場合、上記期限までに必着とする。

郵送等の事故があっても、考慮はしないものとする。

(5) 申込の取り下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届(様式第3号)」を提出すること。

(6) 記号の提示

参加申込書の提出があった事業者記号を割り当てる。以後、割り当てた記号を事業者名として取り扱う。

7 現地視察

本プロポーザルに参加申込のあった事業者のうち、現地視察を希望する事業者には、現地視察を実施する。

(1) 実施日

令和7年9月27日(土) 午前11時30分から午後2時の間

1事業者あたりの視察時間は、概ね20分程度とするが、希望する事業者の数によって視察時間の調整を行う場合がある。

(2) 申込方法・期限

参加申込書の提出後、令和7年9月25日(木)正午までに電子メール(携帯電話は不可)にて申し込むこと。

件名は「食事提供業務委託現地視察希望(事業者名)」とすること。

(3) 受付メールアドレス

jidou@city.arakawa.lg.jp

(4) その他

電子メールの本文に、会社名・担当部署名、担当者名、電話番号(直通番号がない場合は内線番号を含む)、ファックス番号、電子メールアドレスを記載すること。

電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。

申込期限到来後、時間調整を行った後に、原則令和7年9月26日(金)正午までに、集合場所や視察時間等の連絡事項をメールまたは電話にて通知する。十分確認の上、指定された時間までに来所すること。

8 質問受付・回答

本プロポーザルに関する質問受付及び回答は、次により行う。

(1) 受付期間

令和7年9月25日(木)から 令和7年9月30日(火) 午後4時まで

(2) 方法

企画提案書(第6～16号様式)の作成に関して不明な点があるときは、「質問書(第4号様式)」に記入し、電子メール(携帯電話は不可)に添付の上、提出すること。なお、所定の様式以外では受け付けない。

件名は「食事提供業務委託プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

(3) 受付メールアドレス

jidou@city.arakawa.lg.jp

(4) 回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和7年10月3日(金)午後6時までに電子メールにて回答を送付する。

(5) その他

電子メールの本文に、会社名・担当部署名、担当者名、電話番号(直通番号がない場合は内線番号を含む。)ファックス番号、電子メールアドレスを記載すること。

電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。

上記期間及び方法以外による問い合わせについては、受け付けないものとする。

質問者の名称等は公表しない。

審査に関する質問については、受け付けないものとする。

9 企画提案書等の作成・提出方法

別に示す仕様書を踏まえて次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

以下の ～ の提出書類をフラットファイル(A4判縦長)に綴り、提出すること。

表紙(様式第5号)

企画提案書(様式第6～16号)

事業実績一覧(様式第17号)

記入した受託実績を証明する書面(契約書の写し等)を、原本に添付すること。

ただし、申し込み時に提出したものは、この限りでない。

経費見積書(様式第18号)

(2) 提出部数

提案書原本(第5号～18号様式) 1部

会社名、担当者名等を記載したもの

提案書副本（第5号～18号様式） 10部

事業者が特定できないよう、会社名、担当者名等を一切記載していないもの

（3）提出方法・提出先

荒川区子ども家庭総合センターへ持参

郵送、FAX、メール等での受付は行わない

（4）提出期限

令和7年10月14日（火）午後4時（厳守）

（5）作成にあたっての留意点

既定の様式に記載の設問内容に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。

各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載すること。

各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。

既定の様式の変更は行わないこと。（変更部分については評価の対象としない。）

用紙サイズはA4判とし、ページの追加は行わないこと。

企画提案書（様式第6～16号）のうち、重点的に提案したい様式（枝番を含む）については、参考資料等を追加できるものとする。ただし、全ての様式を通じて追加できる参考資料等の総枚数は5枚を上限とする。なお、事業者の特定ができる参考資料等は追加できない。

10 審査の実施

（1）審査方法

審査は、区の評価委員会において、評価委員会が別に定める評価基準に基づいて実施するものとし、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合評価を行ったうえで優先交渉権者を選定する。なお、参加申込事業者が3社以上の場合は、1次審査における上位3社程度が2次審査に参加できるものとする。

（2）結果等の通知及び公表

1次審査の結果は、審査終了後速やかに通知する。（令和7年10月中旬を予定。）

また、2次審査の実施日時・会場等についても併せて通知する。

最終審査結果は、企画提案書等を提出した全参加事業者に対して、令和7年12月下旬に、書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。

11 契約の締結

（1）審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。

（2）区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「12 その他」に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

12 その他

- (1) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。
 - 応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。
 - 本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。
 - 虚偽の提案（参加申込を含む。）をした場合。
 - 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。
 - 提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。
- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない
- (7) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。

13 問い合わせ・書類等提出先

荒川区子ども家庭総合センター管理係
担当：高田、森屋

〒116-0002 荒川区荒川一丁目5 0 番 1 7 号
(電 話) 03-3802-3765
(F A X) 03-3802-3787
(メールアドレス) jidou@city.arakawa.lg.jp